

# 在勤者の定住促進事業ははじめました

高石市内の事業所に勤務する者が新築住宅の建設(または購入)に対し、固定資産税(家屋分)の軽減を行っております。

## 必要書類

- ① 高石市在勤者の定住促進に係る固定資産税の特例措置適用申請書 (当課 配布用紙)
- ② 同意書 ※ (当課 配布用紙)  
※ 市税の滞納がないか確認をおこないます。
- ③ 高石市内で勤務していることがわかる書類



申請は毎年申請で新築軽減  
期間適用となります。

## ○どんな制度？

高石市内の事業所に勤務する者が新築住宅を建設(または購入)に対し、固定資産税(家屋分)の軽減をおこないます。

## ○対象は？

平成28年1月2日以降に新築軽減対象住宅を取得している所有者。

## ○軽減期間は？

・一般住宅 新築後3年度分  
(長期優良住宅は 5年度分)

・3階建以上の中高層耐火住宅  
(長期優良住宅は 7年度分)

新築後5年度分

## ○どのくらい軽減されますか？

新築軽減額の1/2を軽減。

## 新築軽減対象住宅とは

ア 専用住宅や併用住宅であること

(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件

50㎡以上280㎡以下

※住宅として用いられている部分の床面積が120㎡を超えるものは、120㎡に相当する分が軽減対象になります。

## お問い合わせ先

都市計画課  
(高石市役所2階)

電話 072-275-6479